

# 第 21 回総会議事録

(令和 4 年 3 月 25 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第21回総会 議事録	
日 時	令和4年3月25日（金）14時00分～16時20分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 18名 欠席委員数 1名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第3条の土地の競（公）売買受適格証明について</p> <p>第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法第5条の規定に基づく許可後の計画変更について</p> <p>第6号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第8号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第10号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第11号議案 都市農地における耕作の事業に関する計画の決定等について</p> <p>第12号議案 令和5年度施策・予算要望について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した1月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 令和4年度生産緑地地区追加指定仮申出の受付案件について</p> <p>第8号 農業経営改善計画の認定について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>29番 許可</p> <p>30番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>3番 証明発行</p> <p>第3号議案</p> <p>30番 許可相当</p> <p>31番 許可相当</p>

	<p>32番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>1番 承認相当</p> <p>第5号議案</p> <p>30番 許可相当</p> <p>31番 許可相当</p> <p>32番 許可相当</p> <p>33番 許可相当</p> <p>34番 許可相当</p> <p>35番 許可相当</p> <p>36番 許可相当</p> <p>第6号議案</p> <p>46番 証明交付</p> <p>47番 証明交付</p> <p>48番 証明交付</p> <p>49番 証明交付</p> <p>50番 証明交付</p> <p>51番 証明交付</p> <p>第7号議案</p> <p>23番 証明交付</p> <p>第8号議案</p> <p>42番 利用確認</p> <p>43番 利用確認</p> <p>44番 利用確認</p> <p>45番 利用確認</p> <p>46番 利用確認</p> <p>第9号議案</p> <p>13番 証明発行</p> <p>第10号議案</p> <p>22番 協力</p> <p>第11号議案</p> <p>2番 決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員18名、欠席委員1名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告します。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となります。</p>

議長	<p>それでは、ただ今から第 21 回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号 4 番 坂田 清一委員、5 番 加藤 保委員にお願いします。</p> <p>それでは、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>29 番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は自宅周辺や鉄町で露地野菜を中心に営農されています。申請地は経営農地の隣接地であり、売買の話がまとまったため申請に至りました。申請地北側の隣接農地は昨年 11 月に 3 条許可を得て譲受人が取得をした農地です。今回の申請地と一体として露地野菜畑として利用する予定です。譲渡人は経営規模縮小する意向です。</p> <p>譲受人の世帯としての所有農地はこの手続きを経ると約 103a で、青葉区の下限面積 30a を超えています。譲受人の所有農地は露地野菜畑、施設野菜畑として全て良好に耕作されています。</p> <p>常時従事者は、本人も含め 2 人です。</p> <p>これらの状況から、申請地も効率的に利用する見込みがあります。</p> <p>周辺との調和用件について、隣接地を耕作しており、問題ないと考えられます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。</p> <p>審議をお願いします。</p>
議長	<p>29 番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。</p>
関戸委員	<p>一段の農地として効率よく利用できるようになるため、事務局の説明のとおり、特に問題ありません。</p>
議長	<p>29 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、29 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、29 番は許可と決定します。</p> <p>続いて、30 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲渡人は高齢のため、農地管理が困難になってきたところ、近隣の社会福祉法人である譲受人に売却する話がまとまり、申請に至りました。</p> <p>譲受法人は保土ヶ谷区上菅田町に事業本部を置く社会福祉法人で、社会福祉事業の一環で、所有及び経営する農地において、通所者の農作業を通じた研修等を実施しています。平成 28 年にも申請地の西側の農地を、農地法第 3 条の許可を得て取得しています。</p>

農地法第3条第2項のただし書き及び施行令第2条第1項第1号ハにおいて、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合は、第3条第2項の第1号「全部効率利用要件」、第2号「農地所有適格法人要件」、第4号「常時従事要件」、第5号「下限面積要件」に該当する場合でも、例外的に許可できるとしています。本件はこちらに該当します。

譲受法人は保土ヶ谷区上菅田町のほか、緑区新治町で農地を借りて耕作しています。現在の耕作面積は約72.3aで、申請地を加えると約84.1aとなり、保土ヶ谷区下限面積30aを超えています。全ての耕作地は露地野菜畑又は水田として、適正に耕作されていることを確認済みです。申請地は、権利取得後、露地野菜畑として耕作予定です。

申請地から法人の事業本部までは約300m、徒歩3分程で、耕作農地の東側になるため、通作距離に問題はありません。

農地の利用調整、農薬の使用方法について、地域の取り決めに順守することであり、周囲との調和条件についても問題ありません。

以上、農地法第3条第2項のただし書きに該当し、例外許可の要件を満たすと考えておりますので、ご審議をお願いします。

議長 30番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。

守谷委員 3月11日に現地立ち会いを行いました。前回も許可が出ておりますしその隣地です。事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

議長 30番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
他の委員の意見が無いようですので、30番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、30番は許可と決定します。  
続いて、第2号議案「農地法第3条の土地の競(公)売買受適格証明について」審議します。3番について、事務局から説明してください。

事務局 譲受人の耕作面積は、申請地を含めて31aで都筑区の下限面積の30aを超えております。

申請地は東京国税局で公売に出ています。公売の入札に際して、農地法第3条の買受適格証明が必要となるため、入札を希望している譲受人より、証明願の申請がありました。

申請者は梅を栽培しております。申請地は露地野菜を栽培する計画です。  
通作距離も自宅から車で15分の距離であることから問題ありません。

周囲との調和条件については問題ありません。

所有農地については、三重県四日市市にあり、四日市市農業委員会の耕作証明書をもって確認済です。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、証明書交付は妥当であると思われま。

なお証明書が発行され落札された場合、今回で農地法3条の審議は済んでいるため、許可書の発行につきましては事務的に行い、その後の総会で報告します。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

担当委員は私です。前回の総会であったものと違う申請者ですが同じ土地です。問題ないと思います。

議長

3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、3番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、3番は許可相当と決定します。

続いて、第3号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。30番について、事務局から説明してください。

事務局

申請人は、申請地のみ農地を所有していますが、造園業を主に営んでいるため耕作ができません。また、家族も高齢で耕作ができないため、申請地の有効活用を考えていました。今回、近隣住民から駐車場として利用したいと要望があり転用申請するものです。

立地基準は第2種農地です。センター北駅が500m以内にあります。

被害防除について、場内はアスファルト舗装とするため、雨水は西側に勾配5%の傾斜をつけ、出入り口部分U字溝に集水後道路側溝に接続し排水します。北側のみ、申請人の弟が所有する建物および農地が残るため、ネットフェンスを新設します。

所有農地に違反はありません。

他法令に関して、道路側溝への接続について、都筑土木事務所へ事前に確認、了承済みです。

計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市に進達したいと考えています。

議長

30番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。

吉野推進委員

3月15日に事務局と現地を見に行きました。特に問題ないと考えます。

議長	<p>30 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、30 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、30 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、31 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請人は、令和 2 年 8 月に相続により本地を取得しましたが、元々農業を営んでおらず、また、遠方に転居したため、農地としての維持管理に苦慮していたところ、複数の近隣住民から月極駐車場として利用させて欲しいとの相談を受けたため 8 台分の駐車場として転用するものです。なお、申請者の所有農地はここしかありませんでした。</p> <p>立地基準については第 2 種農地です。市街化区域から 500m 以内にあり、10ha 以上の集団農地に属しません。</p> <p>被害防除対策についてです。敷地内は転圧砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。駐車区画 及び 転回スペースには透水性防草シートを張ります。周囲は既存コンクリートブロック及び生垣で囲われており、隣接農地はありません。</p> <p>所有農地の違反についてですが、元々申請地の一部は住宅敷地として使用されていたため、その部分を分筆し、第 6 号議案 第 50 番にて関連非農地案件として申請しています。</p> <p>他法令については問題ありません</p> <p>以上、第 6 号議案 50 番の承認を条件とし、許可相当として市へ進達したいと考えております。</p> <p>御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	31 番について、地区担当の河原委員の意見はいかがですか。
河原委員	<p>3 月 16 日に事務局と確認しました、申請人は令和 2 年に申請地を相続したが、遠方に住んでいることともあり耕作ができませんでした。土地利用を考えていたところお話があったため転用をするとのことでした。特に問題ないと考えます。</p>
議長	<p>31 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、31 番について第 6 号議案 50 番の承認を条件とし許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、31 番は許可相当とし市に進達します。

事務局

続いて、32番について、事務局から説明してください。

第4号議案「農地法4条の規定に基づく許可後の計画変更について」の1番と関連案件のため、2件まとめて説明させていただきます。

申請人は、申請地のみ農地を所有しており、隣地（関連事業地）を通過して耕作を行っていましたが、今年に入り持病が悪化したため耕作ができなくなりました。申請地の有効活用を考えていたところ、自動車修理業を営む法人から駐車場として利用したいと要望があり転用申請するものです。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に含まれません。

被害防除について、場内は砕石敷とし、雨水は自然浸透とします。周囲は鋼板高さ50cmを新設し、東側のみ隣地の既存鋼板をそのまま活かします。また、車両通行可能な公道に接道していないため、隣地の一部を関連事業地として進入路とします。

所有農地に違反はありません。

他法令に係る事項はありません。

関連事業地の車両通行について、隣地所有者から使用承諾書を得ています。

計画・被害防除も適切に行われることから、「第4号議案1番 農地法4条の規定に基づく許可後の計画変更について」が承認相当として意見決定されることを条件に、許可相当として市に進達したいと考えています。

続けて、第4号議案1番 農地法4条の規定に基づく許可後の計画変更についてご説明させていただきます。本件は、令和3年12月24日の第18回総会第2号議案26番 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について許可相当として横浜市に進達をし、許可を得ていますが、事業目的で一部変更する点があり、事業計画変更申請があったためご説明します。

事業計画変更の理由について、本案件は、当初申請地の一部を隣接農地への通作路として残す計画でしたが、隣接農地所有者の耕作が困難となったため、隣接農地は駐車場として転用することとなり今月4条32番にて申請しています。しかし、4条32番の申請地は徒歩での接道しかないので、既存の隣地農業用通作路部分を車両通行路として使用しなくては事業が成り立ちません。

4条32番申請に伴い、本案件は当初通作路として残す予定だった箇所が、隣地の駐車場の車両通行路として使用する旨に用途が変更となったため、事業計画変更申請をすることになりました。

変更箇所について、通作路として既存砂利敷きでしたが、車両通行に耐えうる仕様とするため、新たに追加で砂利を敷き均します。工事金額は当初金額のまま変更はありません。

以上、「第3号議案32番 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」が許可相当として意見決定されることを条件に、農業委員会としても承認して差し支えないという内容で横浜市に意見書を送付したいと考えております。



議長	32 番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	3 月 15 日に現地の確認を行いました。特に問題ないと考えます。
議長	32 番、および許可後の計画変更 1 番について、他の委員の意見、質問等はありませんか。 無いようですので、32 番について許可相当とすること、および許可後の計画変更 1 番について承認相当とすることに両方とも賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、32 番は許可相当とし市に進達します。1 番については承認相当として意見決定します。 続いて、第 5 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。30 番について、事務局から説明してください。
事務局	申請者は高齢で申請地までの通作が困難になっていたところ、近隣の法人から駐車場として買いたいとの申し出があったため転用するものです。 譲受人は、旭区桐が作で一般及び産業廃棄物の収集・運搬・保管等を営む法人です。年々受注件数が増加していることにより運搬車両が増加し、解体材の保管スペースを圧迫しているため、事業地の近隣で 2 t トラック等 7 台分の駐車スペースを探していたところ、条件に合う土地は本地しかありませんでした。なお、本地取得後は 3 台分の駐車場として、借りている土地は解約します。 立地基準は第 2 種農地です。市街化区域から 500m 以内にあり、10ha 以上の集団農地に属しません。 被害防除についてです。周囲は全て既存コンクリートブロック及びネットフェンスで囲われています。出入口も既存の鉄製門扉をそのまま利用します。敷地内は転圧・砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。隣接農地所有者には本計画について説明済みです。 所有農地に違反はありません。 他法令についても問題ありません。 以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。 御審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	30 番について、地区担当の河原委員の意見はいかがですか。
河原委員	3 月 16 日に現地の確認を行いました。申請人は高齢者で免許を返納して通作することが難しくなってしまったため、転用をすることです。特に問題ないと考えます。

議長	<p>30 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、30 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、30 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、31 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、関連事業地に分家住宅を建てましたが、家族の介護の事情により他都市に在住していました。介護が終わり自身の老後生活を鑑み、隣地を買い受けて、東京に住む息子との2世帯住宅に建て替える話がまとまったため転用申請をするものです。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上・下水管があり、500m以内に中川八幡山公園、中川ききょう公園があります。</p> <p>被害防除について、駐車場部分は砂利敷とし、庭部分には植栽を施します。西側、南側は隣地の既存ブロックとフェンスをそのまま活かし、北側のみ型枠ブロックおよびフェンスを新設します。上下水管は東側本管から接続します。駐車スペース出入りのため、北側歩道の一部を切り下げます。</p> <p>所有農地に違反はありません。</p> <p>他法令に関して、3月4日建築局調整区域課へ、建築許可申請済みです。下水管、雨水管接続、歩道切り下げ工事について都筑土木事務所へ事前に確認、了承済みです。</p> <p>計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市に進達したいと考えています。</p>
議長	31 番について、吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	3月15日に現地を確認しました。特に問題ないと考えます。
議長	<p>31 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、31 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、31 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、32 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、青葉区で建設業を営む法人です。青葉区で賃借している土地について、退去を求められ移設先を探していたところ、同等の面積で、近隣に住宅が少な</p>

い場所を探したところ申請地が合致したため転用申請するものです。

立地基準は、第3種農地です。前面道路に上・下水管があり、500m以内に大棚すぎのもり幼稚園、茅ヶ崎東つくし公園があります。

被害防除について、場内は全面砂利敷とします。周囲は全面高さ3mのフラットパネルを新設します。残土置場は、作業時以外はブルーシートを被せて周辺への飛散防止とします。出入口部分は、大型車が通るため縁石の切り下げ工事を行います。

所有農地に違反はありません。

他法令に関して、出入口部分縁石切り下げ工事について、都筑土木事務所に事前に確認、了承済みです。北東端部分の水道設置について、給水については水道局に、水道水の排水については都筑土木事務所に確認済みです。

計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市に進達したいと考えています。

議長

32番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。

吉野推進委員

こちら3月15日に確認しました。特に問題ないと考えます。

議長

32番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、32番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、32番は許可相当とし市に進達します。

続いて、33番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は建築業を営んでいます。業務として取り組んでいる薪ストーブ用の薪の加工保管について、現事業地で無理やりスペースを作り他の作業に支障を生じながらも行っていましたが、設置需要が増加しているため加工保管スペースが不足しています。現在は私道の一部を仮置きしているような状態であり、新たな薪ストーブ設置の相談もお断りしている状況です。また、住宅建替期間中の庭木等の植木について、造園業者に委託し預かってもらっていましたが、コスト面から自前での保管を検討していました。作業効率と植木の管理を考え、事業所兼自宅の近くで必要面積をまかなえる土地を探したところ、適地が見つかったため転用するものです。

立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に属しません。

被害防除ですが、敷地内は出入口部分は砂利敷きとし、その他の部分は転圧し、雨水は自然浸透とします。北側及び南側の宅地との境界には既存のコンクリートブロック等があるため、それを活かします。東側の横浜市所有の山林との境にも既存の柵があるためそのままとします。西側の農地との境には高さ30cmの鋼板土留を新設し

ます。

所有農地に違反転用はありません。

他法令の手続きですが、風致地区についての申請を建築局建築企画課で受付済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

33 番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員

3月17日に現地を見に行ってきました。薪を作るということで丸太が転がっていました。薪を作るのにどんな機械を使うのかわからないため騒音だけ不安がありますが、特に問題ないと考えます。

議長

33 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、33 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、33 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、34 番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は鶴見区で土木建設業を営む法人です。現在、賃借している駐車場及び資材置場について立ち退きを求められ移設先を探していたところ、交通の便や面積等の条件について申請地が唯一合致したため転用申請するものです。

立地基準は第2種農地で市街化区域 500m以内に存する農地で、10ha 以上の集団農地に含まれません。

被害防除については、敷地内は砂置場と南西側法面部分を除き砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。周囲は出入口部分を除き新設のネットフェンス 1.8mで囲い、農地との境界はコンクリートブロック 2段を設置します。南西側法面については法面上の既存単管パイプと土留鋼板 0.4mを利用します。

申請者に違反転用はございません。

現地は、地区担当の小山委員に3月15日にご確認いただいております。

以上、計画・被害防除も適切に行われることから許可相当として市に進達したいと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

34 番について、加藤委員の意見はいかがですか。

加藤委員	3月15日に小山委員が立会い、問題はないと伺っています。特に問題ないと考えます。
議長	34番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、34番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、34番は許可相当とし市に進達します。 続いて、35番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は港北区で生花及び園芸用品等の販売を行っている法人です。取引先から培養土の販売に関する要望を受け、新たに販売を計画しております。現在の事務所は、業務用車両4台と園芸用品等で収容は限界で、培養土を置くスペースはありません。 立地基準は第3種農地で500m以内にめぐみ保育園、港北コスモス保育園があり、前面道路に上下水管があります。 被害防除については、敷地内は前面アスファルト舗装とし、雨水は東側に流れるよう勾配をつけ、新設するU字溝及び柵を通して公共下水道に接続します。隣地境界については、北側は出入口を除きコンクリートブロックを新設、東側は既存擁壁を嵩上げ、南側は単管パイプ及び鋼板2mを新設、西側境界はコンクリートブロックを新設します。 申請者に違反転用はございません。 他法令につきましては、雨水浸透阻害行為について道路局河川管理課から令和4年1月20日付で許可を受けています。 現地は、地区担当の加藤委員に3月15日にご確認いただいております。以上、計画・被害防除も適切に行われることから許可相当として市に進達したいと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	35番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。
加藤委員	3月15日に事務局と見に行きました。譲渡人は法人を設立しており園芸資材の販売を行うということです。特に問題ないと考えます。
議長	35番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、35番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、35番は許可相当とし市に進達します。 続いて、36番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、都筑区で不動産業、土木建設業を営む法人です。現在自社専用の事業地 が無く、業務が不効率な状態だったところ、近隣に住宅も少なく、受注に必要な車両 や残土を置くスペースが確保できる土地を購入する話がまとまったため転用申請す るものです。 立地基準は、第3種農地です。前面道路に上・下水管があり、500m以内に中川八 幡山公園、中川なでしこ公園があります。 被害防除について、場内は全面砕石敷とし雨水は自然浸透とします。周囲は一部を 除き根入れされたフェンス囲いとします。北側、東側隣接農地からは一段下がって おり、北側、東側、南側の一部に法面があるため、芝張りを行い申請地内への土砂流 出を防止します。残土置場には、作業時以外はブルーシートを被せて周辺への飛散を 防止します。 所有農地に違反はありません。 他法令に関して、出入口部分縁石切り下げ工事について、都筑土木事務所に事前 に確認、了承済みです。こちらも3月15日に吉野委員に現地を確認していただい ています。 計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市に進達したいと考 えています。
議長	36番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	こちらも3月15日に事務局と見に行きました。特に問題ないと考えます。
議長	36番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、36番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い します。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、36番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第6号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審 議します。46番から51番までについて、事務局から説明してください。
事務局	46番について、立地基準は第3種農地です。23年間通路として使用されているこ とを航空写真で確認しました。 47番について、立地基準は第3種農地です。11年間資材置場として使用されてい

ることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

48番について、立地基準は第2種農地です。資材置場として11年間使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

49番について、立地基準は第2種農地です。住宅敷地として11年間使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

50番について、立地基準は第2種農地です。14年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

51番について、立地基準は第3種農地です。住宅として11年間使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

議長

46番から51番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、46番から51番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、46番から51番までにつきまして証明交付とします。

3号議案31番についても許可相当として進達します。

続いて、第7号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。

23番について、事務局から説明してください。

事務局

被相続人がお亡くなりになり、次女である相続人が当該地を相続されることとなり、ご申請されたものです。

申請地は、すべて調整区域内農地です。

地区担当の白井委員と事務局と相続人で3月16日の午前に現地立会いを行いました。

現地調査の結果、申請地は露地野菜畑及び果樹畑として良好に耕作されていることを確認しています。なお、西川島町9-1の一部に農業用倉庫があり、適用面積から除いています。

以上、適格者証明書の交付につきまして妥当であると考えておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

23番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。

白井委員

3月16日に現地を確認しました。

相続人は熱心にやられている方なので問題ありません。

議長

23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、23番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、23番は証明交付とします。 続いて、第8号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。42番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、2月16日に地区担当委員の栗原茂委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、栗畑、植木畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	42番について、地区担当の栗原茂推進委員の意見はいかがですか。
栗原茂 推進委員	本件につきまして2月16日に現地確認を行いました。東方町については土地改良区の一画です。池辺町も都田第一土地改良区の一画です。下草などなく20年間適正に管理されていると思います。
議長	42番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、42番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、42番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、43番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては2月28日に事務局と阿部委員と相続人で現地立会いを行いました。 現地調査の結果、露地野菜畑として全ての農地が適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	43番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。
阿部委員	先日現地を確認しました。良好に耕作されており、問題ありません。
議長	43番について、他の委員の意見、質問等がありますか。



	<p>無いようですので、43 番については適正に管理されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数のため、43番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。</p> <p>続いて、44 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきまして、3月7日に地区担当委員の鈴木委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>息子さんを中心にキャベツを作っていたらっしゃるそうです。</p> <p>以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>44 番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。</p>
鈴木推進委員	<p>3月7日に事務局と現場を確認しました。問題ありません。</p> <p>息子さんを中心に3月上旬あたりからキャベツを植えていると思います。</p>
議長	<p>44番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、44 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、44 番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。</p> <p>続いて、45 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては3月7日に事務局と鈴木委員と所有者と現地調査を行いました。</p> <p>現地調査の結果、全ての農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>45 番について、地区担当の鈴木推進委員の意見はいかがですか。</p>
鈴木推進委員	<p>3月7日に事務局と現場を確認しました。問題ありません。</p>

4月の上旬にはキャベツは出荷されるぐらい大きくなります、良好に耕作されています。

議長

45番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
意見等が無いようですので、45番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、45番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。  
続いて、46番について、事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきましては3月11日に事務局と守谷委員と所有者と現地調査を行いました。サカキと露地野菜を栽培しているそうです。  
現地調査の結果、全ての農地は植木畑と露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。  
以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

46番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。

守谷委員

2月7日に事務局と現場を確認しました。  
事務局の言う通り良好に耕作されておりました。問題ありません。

議長

46番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
意見等が無いようですので、46番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、46番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。  
続いて、第9号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。13番について、事務局から説明してください。

事務局

証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和4年2月15日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たものです。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

	ご審議をよろしく申し上げます。
議長	13 番について、地区担当の小原推進委員の意見はいかがですか。
小原推進委員	8 年ほど前から持病の腰痛が悪化し 2 年前から耕作できていない状態です。証明に問題はないと思います。
議長	13 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、13 番について証明交付とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、13 番は証明交付と決定します。 続いて、第 10 号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。22 番について、事務局から説明してください。
事務局	主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、4 月 5 日（火）を期限として事務局までご連絡ください。
議長	22 番について、あっせんに協力します。 続いて、第 11 号議案「都市農地における耕作の事業に関する計画の決定等について」審議します。2 番について、事務局から説明してください。
事務局	今回の申請の経緯といたしましては、土地所有者は、加齢により営農が年々難しくなってきたおりましたが、まとまった農地を港北区内で探していた申請者から借り受けたいと提案があり、話がまとまりました。 申請地は、現在、相続税納税猶予の適用を受けていませんが、所有者は特定生産緑地に指定申出し、農地として継続したい意向がありました。 申請者は、港北区新吉田町で露地野菜を中心に良好に耕作していることを確認済みです。申請地は、賃借後夏はサツマイモ、秋冬はブロッコリー、カリフラワー、ネギを露地野菜畑として耕作予定です。なお、今回の手続きに 3 条許可のような下限面積の規定はございませんが、現在の申請人世帯の経営面積は 2761 m <sup>2</sup> で、申請地を賃借後には 4294 m <sup>2</sup> となります。 本法独自要件の当該農地における耕作の事業内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するか否かですが、事業計画のとおり、JA の生産奨励品種の栽培を予定となっており、都市農地貸借法の施行規則第 3 条第 1 号のハ（3）の地域特性に応じた作物を導入・販売するに該当します。申請地は自宅と同じ港北区内であり通作距離に問題なく、常時従事者は本人も含め 3 名で、現状でも年間従事日数は 300 日で

賃借権設定後も 300 日従事することが見込まれ問題ございません。

申請人は、港北区内で営農しており、周囲との調和要件についても問題ありません。

また、生産緑地を買取申出する際の主たる従事者には、都市農地貸借法及び特定農地貸付法に基づき生産緑地を貸借している場合、主たる従事者が 1 年間に従事した日数の 1 割以上を従事した者も含めることになっています。今回の案件では所有者と妻は、借主が適切に営農しているかの確認、土砂が周辺道路等へ流出しないよう管理、当該農地に係る周辺住民の相談対応等の日常管理を行い、主たる従事者の一割を従事予定となっています。そのため、ご相続が発生した場合、事業計画通り、所有者が主たる従事者の一割以上従事していることが認められれば、賃借した後であっても所有者の死亡を事由に生産緑地の買取申出をすることができます。

また、地区担当委員の加藤委員には 3 月 15 日に現地をご確認いただいております。

以上、事業計画の決定要件を満たすと考えておりますので、ご審議のほどお願いします。

議長 2 番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。

加藤委員 3 月 15 日に現地を確認しました。  
とても頑張っている方なので問題はないと考えております。

議長 2 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。  
無いようですので、2 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め決定し、案の通り決定することとします。  
続いて、第 12 号議案「令和 5 年度施策・予算要望について」審議します。事務局から説明してください。

事務局 まず審議にあたりまして、令和 5 年度施策・予算要望の取りまとめ方法についてご説明いたします。

今回の改正要望について、令和 5 年度施策・予算要望として、委員の皆さまからご提出いただいた事項を集約し、議案書として掲載しております。

本日、決定された要望事項は、本総会での議決を経て、4 月末に農業委員会連合会と神奈川県農業会議に報告します。

それでは、提案いただいている要望について 1 項目ずつ読み上げます。

昨年度からの継続案件については明朝体、新規案件については、ゴシック太字で記載されています。

「基本農政の確立・推進について」、農振農用地に開設する農園の駐車場設置についての要望です。継続案件です。継続して要望を上げたいと考えています。ご審

議のほどよろしく申し上げます

議長           それでは農園の駐車場設置についてご意見ご質問はありますか。  
ないようですので、この要望を継続してあげること賛成の方は挙手をお願いします。  
推進委員さんも挙手をお願いします。

委員           (挙手)

議長           賛成多数と認め、本件については引き続き要望を出すということで決定します。  
次の説明をお願いします。

事務局       生産緑地の賃借においての手続きの簡便化の要望です。継続案件です。こちら  
も継続して検討されるよう要望を上げたいと思います。  
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長           それでは生産緑地の貸し借りの申請手続き簡便化についてご意見ご質問はあり  
ますか。  
ないようですので、この要望を継続してあげること賛成の方は挙手をお願いします。  
ます。

委員           (挙手)

議長           賛成多数と認め、本件については引き続き要望を出すということで決定します。  
次の説明をお願いします。

事務局       「農地の保全と有効利用対策について」、水田に対して行われているような保全  
奨励事業を畑にも新設するという要望です。継続案件です。こちらでも検討が  
続けられるよう、継続して要望を上げたいと思います。ご審議のほどよろしく  
申し上げます。

議長           それでは畑への奨励事業新設についてご意見ご質問はありますか。  
ないようですので、この要望を継続してあげること賛成の方は挙手をお願いします。  
ます。

委員           (挙手)

議長           賛成多数と認め、本件については引き続き要望を出すということで決定します。  
次の説明をお願いします。

事務局       水害・洪水対策のための河川敷などにある樹木の伐採・管理の要望です。昨  
年度からの継続案件です。河川敷の樹木については意図的に植えられている  
ものは適正

に管理することとなっていますが、要望を出された大澤委員からお話を伺うと川底や堤防、ブロックから自然発生で生えてきている木も多いとのことでした。

そのため、現状の文言を少し修正して要望を上げていきたいと考えています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局から説明が合った通り、意図的に植えられたものもあると思うので、要望の意図を明確にするためにも自然発生したという文言を要望に追加したいと思いません。大澤委員いかがでしょうか。

大澤委員

はい、問題ないと思います。

議長

ほかに意見、質問はありますか。

齋藤推進委員

過去に私の家の近くの県が管理している河川について自然発生していた草木を伐採してほしいと要望を上げたことがあります。対応してくれませんでした。

議長

今後の検討の根拠としてもらうためにも要望を上げ続けたほうがよいでしょう。それでは河川に自然発生した樹木の伐採についてご意見ご質問はありますか。ないようですので、この要望を継続してあげることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、本件については引き続き要望を出すということで決定します。次の説明をお願いします。

事務局

「担い手・経営対策について」農作物の窃盗防止支援の要望です。継続案件です。検討が続けられるよう要望を上げ続けたいと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは窃盗防止支援の要望についてご意見ご質問はありますか。

坂田委員

県への要望を検討する前に横浜市はどう考えているのか聞かせてほしい。

事務局

現在話し合っている要望については県にも市にもどちらにも要望としてあげる予定です。令和4年度の要望に対する県や市からの回答は4月の総会にお渡しできる予定です。

議長

ほかに意見、質問はありますか。ないようですので、この要望を継続してあげることに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、本件については引き続き要望を出すということで決定します。  
次の説明をお願いします。

事務局 新規案件です。要望としては新規農業参入に関する制度、事例などを希望者に向けて共有・紹介する機会、ウェブページなどの仕組みを設けること。理由と致しましては農地を買いたい、借りたいという農業参入に関する問い合わせが個人・企業ともに増えていますが、説明に時間をいただきお客様の負担となってしまうためです。参入希望者の理解促進のためにも県とも連携しながら、情報の整理・共有が必要だと考えるためです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは新規農業参入に関する情報の整理についてご意見ご質問はありますか。  
ないようですので、この要望を新規であげること賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、本件について新たに要望を出すということで決定します。  
次の説明をお願いします。

事務局 「農業委員会組織対策について」タブレットなど情報端末の導入の要望です。継続案件です。

こちらについて来年度中に一部タブレットが利用できるようになったため、ご説明します。

想定されている主な利用方法は現地調査の情報整理の効率化、農地の目標地図の作成です。

利用できるタブレットの台数は推進委員さんの人数×二分の一のため9台です。

議長 我々が要望しているようなペーパーレス化やリモート会議といった使い方は台数が少なくまだできないので、利用目的を明確にして引き続き要望を上げていきたい  
思います。

この要望を継続してあげること賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、本件については案のとおり決定とします。  
議事については終了しましたので、報告事項第1号から第8号について、野路委員

	<p>お願いします。</p>
野路委員	<p>報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。</p>
事務局	<p>報告事項第1号から第8号まで一括で報告。</p>
野路委員	<p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。 これもちまして、第21回総会を終了します。</p> <p>(16時20分閉会)</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 4年 3月 25日

議 長

署名人

署名人



令和4年3月25日開催 第21回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子 利一		出席	
4	坂田 清一		出席	議事録署名人
5	加藤 保		出席	議事録署名人
6	栗原 智		出席	
7	守谷 弘	連合会監事	出席	
8	大立 尚登	連合会理事	欠席	
9	阿部 敏		出席	
10	大澤 博		出席	
11	岡部 弘		出席	
12	河原 俊一	連合会理事	出席	
13	大塚 喜彦		出席	
14	関戸 裕一		出席	
15	平本 武夫		出席	
16	小池 誠一郎		出席	
17	小川名 重典	連合会理事	出席	
18	白井 秀幸		出席	
19	小島 重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野 清		出席	
2	栗原 茂		出席	
3	小山 正博	連合会理事	欠席	
4	齋藤 公		出席	
5	鈴木 輝雄	連合会理事	出席	
6	永島 善範		出席	
7	根本 栄治		出席	
8	吉野 幸弘		出席	
9	飯田 清		出席	
10	内田 英一		欠席	
11	大矢 勝		出席	
12	小原 甲史		出席	
13	齋藤 春美		出席	
14	佐藤 孝春		出席	
15	新川 和生		出席	
16	森田 喜八郎		欠席	
17	吉濱 勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし